

# 旅費規程

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という）の役員等及び職員に対し、支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張 役員等（評議員、役員、各委員会委員及びこれに準ずる者）が会務のため一時その住所又は居所を離れて旅行し、又は職員が会務のため一時その事務局を離れて旅行することをいう。

(2) 出張命令者 役員等及び事務局長に対しては会長又は専務理事、職員に対しては事務局長をいう。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、内国出張旅費及び外国出張旅費とする。

(旅費の支給)

第 4 条 役員等及び職員が出張した場合には、当該役員等及び職員に対し、旅費を支給する。

(出張命令等)

第 5 条 出張は、出張命令者の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては、会務の円滑な遂行を図ることができない場合、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に出張命令を発することができる。

3 出張命令者が出張命令（変更を含む）をする場合は、出張を命ずる旨の文書によらなければならない。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は、最も経済的、かつ、合理的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費は、原則として旅行を完了した後速やかに精算しなければならない。ただし、必要ある場合は、概算払いにより支給することができる。

3 この規程に定める旅費以外に本連盟の負担又は第三者から旅行費用の支出（車の提供等を含む）を受けたときは、この規程に定める旅費は重複支給しない。

4 会務の都合又は特別の事由により旅費定額では実費をまかなえないと認めるときは、その実費を支給する。

(旅費の項目)

第 7 条 旅費の項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

(4) 車 賃 陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

(5) 日 当 旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。

(6) 宿泊料 旅行中の夜数に応じ原則として実費を支給する。ただし、上限を設ける場合もある。

(7) 支度料 外国への出張について、別に定める額により支給する。

(8) 旅行雑費 外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

## 第 2 章 内国出張旅費

(内国出張の範囲)

第 8 条 内国出張の範囲は、本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する領島の存する領域をいう。以下同じ）における旅行とする。

(内国出張旅行の種類)

第 9 条 内国出張旅費の種類は、近距離出張旅費及び遠距離出張旅費とする。

2 近距離出張とは、陸路往復250Km以内（海路の場合は、海路1Kmを陸路2.5Kmに換算する）の地域へのお出張をいい、日帰りを原則とする。

3 遠距離出張とは、前項に定める地域外へのお出張をいう。

（内国出張旅費の項目）

第10条 内国出張旅費の項目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

（旅費の支給額）

第11条 前条各項目の支給額は、出張旅費の種類に応じ、別表の定額により支給する。

### 第3章 外国出張旅費

（外国出張の範囲）

第12条 外国出張の範囲は、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む）をいう。以下同じ）の間における旅行及び外国における旅行をいう。

（外国出張旅費の項目）

第13条 外国出張旅費の項目は、第10条に規定するもののほか、支度料及び旅費雑費とする。

（旅費の支給額）

第14条 前条各項目の支給額は、その都度、理事会において協議決定し支給する。

2 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内を旅行する場合については、前章の規定するところによる。

（専務理事への委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、専務理事が定める。

#### 附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

区分	職名	日当	宿泊料		鉄道						船賃		航空賃	車賃												
			甲地方 (円)	乙地方 (円)	普通料金	グリーン料金	特急 新幹線 100km 以上	急行 50km 以上	座席指定料金	寝台料金	普通料金	グリーン料金														
役員等	会長	2,000	実費	実費	普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	特急 新幹線 100km 以上	支給する	急行 50km 以上	支給する	座席指定料金	支給する	寝台料金	支給する<グリーン>	普通料金	支給する	グリーン料金	支給する	航空賃	支給する	車賃	支給する		
	副会長				普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	特急 新幹線 100km 以上	支給する	急行 50km 以上	支給する	座席指定料金	支給する	寝台料金	支給する	寝台料金	支給する<グリーン>	普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	航空賃	支給する	車賃	支給する
	理事				普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	特急 新幹線 100km 以上	支給する	急行 50km 以上	支給する	座席指定料金	支給する	寝台料金	支給する	寝台料金	支給する<グリーン>	普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	航空賃	支給する	車賃	支給する
	監事				普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	特急 新幹線 100km 以上	支給する	急行 50km 以上	支給する	座席指定料金	支給する	寝台料金	支給する	寝台料金	支給する<グリーン>	普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	航空賃	支給する	車賃	支給する
	評議員・委員等				普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	特急 新幹線 100km 以上	支給する	急行 50km 以上	支給する	座席指定料金	支給する	寝台料金	支給する	寝台料金	支給する<グリーン>	普通料金	支給する	グリーン料金	支給しない	航空賃	支給する	車賃	支給する
職員	事務局員	2,000																								

注 1 甲地方とは、人口25万人以上の都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。  
2 旅費等支給に係る源泉所得税は徴収する。  
3 委嘱講師等の旅費の支給額は、個々証議による。